

議第 2 号

米価下落対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 26 年 10 月 20 日

提 出 者 経済委員長 喜 多 宏 思

徳島県議会議長 森 田 正 博 殿

米価下落対策を求める意見書

米の需要減少や豊作基調等による在庫の増大などを背景とする平成26年産米の価格下落は、再生産に必要な「採算ライン」を下回るものとなっている。

この状態が続けば、農業経営は立ちゆかなくなり、農家の営農意欲の減退をまねくとともに、離農や耕作放棄地の増大、地域コミュニティの崩壊、さらには国土保全、水源かん養など農業・農村がもつ「多面的機能の維持」や季節の移り変わりにより日本ならではの感性を育んできた美しい「田園風景の維持」も困難になることが危惧される。

このため、「地方創生」に向けて、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組める環境を整備するため、政府主導による米の補完的な需給及び価格の安定対策や生産・流通等の支援対策が必要である。

よって、国においては、次の事項について緊急の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 米の需給バランスの改善に向け、政府主導による過剰米の主食用市場からの隔離対策を実施すること。また、政府備蓄米については、実需ニーズの高い飼料用米や海外援助への積極的な活用を図ること。
 - 2 経営所得安定対策（米価下落対策）に十分な予算を確保するとともに、交付時期の前倒しを行うこと。また、「生産調整の見直し」と併せて検討されている「収入保険制度」の早期創設、制度資金の拡充など、万全なセーフティネットを構築すること。
 - 3 飼料用米等の規模拡大及び低コスト化を進めるため、生産から乾燥・調整、保管に必要な機械や施設の整備・改修に対する支援を拡充すること。
 - 4 一層の強化が見込まれる平成27年産主食用米の生産調整に対応するため、転作作物の産地形成を支援する産地交付金について、十分な予算の確保と効果的な配分を図ること。また、飼料用米などの生産に取り組むことで、農業者が十分な所得を確保できるよう、将来にわたって支援策を講じること。
 - 5 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大に加え、米粉用米や飼料用米などの利用拡大について、効果的な対策を実施するとともに、「日本再興戦略」に沿って政府主導による「オールジャパンの輸出促進」を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
農 林 水 産 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協 力 要 望 先
県 選 出 国 会 議 員

議第 3 号

農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

平成 26 年 10 月 20 日

提 出 者 経 済 委 員 長 喜 多 宏 思

徳島県議会議長 森 田 正 博 殿

農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の堅持を求める意見書

我が国では、円安や中東地域の産油国をめぐる情勢不安等により軽油価格が高騰しており、農林漁業者は厳しい経営状況に陥っている。

このような中、農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置については、平成24年3月末をもって廃止されることとなっていたが、各界からの強い要望により3年間の延長が認められ、適用期限が平成27年3月末となったところである。

この免税措置は、農業・林業作業機械や漁船の動力源などに軽油を使用する農林水産業の維持発展に大きく貢献してきたところであり、軽油価格が高止まりする中、厳しい経営環境に置かれている本県農林漁業者にとって不可欠なものである。免税措置が廃止されれば、農林漁業者は一層の負担増を強いられることとなり、経営の縮小のみならず廃業にさえ追い込まれかねない。

よって、国においては、新鮮で安全な食料、木材・木製品の安定供給を通じ、人々の「いのち」を支える農林水産業の経営安定を維持するため、国策として軽油高騰対策の充実・強化を図るとともに、農林漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を堅持するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

林 野 庁 長 官

水 産 庁 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第4号

農業委員会制度・組織改革に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成26年10月20日

提 出 者	岡 本 富 治	杉 本 直 樹
川 端 正 義	櫛 本 本 泰 孝	
丸 若 祐 二	岸 本 本 泰 治	
北 若 島 勝 也	西 本 沢 多 貴 宏	
藤 田 井 国 豊 利	喜 多 川 元 龍 思 二	
笠 井 井 正 邨 生	藤 井 藤 元 征 治 美	
寺 有 持 恒 生 之	木 元 来 須 中 森 庄 松 達 大 岡	
南 嘉 岩 岡 重 臼 黒 古 長 森	見 丸 田 清 木 崎 田 尾 本	
	博 正 理 佳 春 美 知 代 見 樹	

徳島県議会議長

森 田 正 博 殿

農業委員会制度・組織改革に関する意見書

政府は、6月24日に「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」を閣議決定し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂を決定した。

同プランには、規制改革会議等で検討が進められてきた農協、農業委員会、農業生産法人要件の三つの見直しが「農業の成長産業化に向けた改革」として盛り込まれたが、その内容は、農業・農村の実態を踏まえることなく、経済効率のみを追求するものである。

特に農業委員会の改革では、農業委員の選挙制度の廃止、都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し及び行政庁への建議などについて、法律に基づく業務から除外する等が盛り込まれている。現場における農業委員会組織の役割を軽視したこれらの内容は、地域の信頼の下で活動している農業委員の士気を低下させるもので、地域農業の維持・発展や農地の確保と有効利用への影響が懸念される。

よって、国においては、農業委員会の機能を最大限に発揮させ、真に農業者の所得が向上し農業・農村が活性化されるよう、次の事項について農業・農村の実態や声を踏まえて慎重に検討し、対応されるよう強く要請する。

- 1 担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消等に不可欠な存在である農業委員会組織の活動に対し、必要な予算措置等の支援策を講じること。
 - 2 農業委員の選出は、地域農業に精通した者が代表となる仕組みとすること。
 - 3 「農業委員会等に関する法律」に基づく市町村農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所からなるネットワーク体制を強化すること。
 - 4 「意見の公表、行政庁への建議」等の機能を維持できる仕組みを講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

農 林 水 産 大 臣

内 閣 官 房 長 官

内閣府特命担当大臣（規制改革）

協力要望先

県選出国會議員

議第 5 号

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

平成 26 年 10 月 20 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 森 田 正 博 殿

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長を求める意見書

徳島県の多くを占める山村地域は、県土及び自然環境の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等、多面的かつ公益的な役割を果たしている。山村振興法は、これら山村の持つ重要性に鑑み、山村における経済力の培養と住民生活の福祉向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的に昭和40年に時限立法として制定され、これまで国による政策支援が行われてきた。

しかしながら、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下などの問題から依然として厳しい状況にある。地域の環境が維持できなくなれば、山村の持つ機能が発揮されず、徳島県全体の自然環境及び生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがある。

こうした中、山村地域における経済力と住民の福祉の向上に貢献してきた山村振興法の期限が平成27年3月31日までとされているところである。

よって、国においては、山村地域の振興と森林資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大及び定住促進等の施策を推進し、山村機能の活性化を図るため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 平成27年3月31日で期限切れとなる山村振興法を延長し、山村地域が持つ多面的機能の発揮に係る国の責務を明らかにし、実態にあわせた抜本的な対策を講じること。
- 2 林業従事者の定住対策として、所得補償を行うための林業就業給付金（仮称）の制度化及び住居に関する自治体の優遇措置への支援を講じること。
- 3 地域林業を指導する人材の育成・確保及び振興山村市町村への林業専門職員の配置に向けた国の支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

林 野 庁 長 官

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員